

文教警察企業常任委員会資料

令和2年12月3日（木）

宮崎県警察本部

目 次

SNSに起因する児童の犯罪被害防止の取組について・・・・・・・・資料1

文教警察企業 常任委員会 資料	SNSに起因する児童の犯罪被害防止の取組 について	令和2年12月3日(木)
		警察本部

1 現状

(1) SNSに起因する犯罪の被害児童数 ※ () は前年同期比

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年10月末
全国	1,652人	1,736人	1,813人	1,811人	2,082人	—
県内	11人	9人	12人	12人	13人	7人(-5人)

※児童～18歳未満の者

※検挙事例～未成年者誘拐、強制わいせつ未遂、児童買春・児童ポルノ法違反など

(2) インターネット利用環境の実態調査結果【令和元年実施、() は平成29年実施】

ア インターネット端末(スマホ・タブレット等)の保有状況(家族と共有を含む)

区分	小学生	中学生	高校生
保有率	67.8%(64.8%)	84.9%(83.2%)	94.1%(99.3%)

イ フィルタリングの利用状況

区分	小学生	中学生	高校生
利用率	45.8%(49.8%)	50.5%(62.8%)	49.5%(56.1%)

ウ 保護者のフィルタリングの認知度

区分	小学生	中学生	高校生
認知度	68.4%(68.2%)	75.0%(69.6%)	86.8%(84.6%)

エ 携帯電話を購入時、販売業者からのフィルタリングに関する説明の有無

区分	小学生	中学生	高校生
認知度	58.3%(40.0%)	73.8%(52.9%)	77.4%(76.9%)

2 犯罪被害防止の取組

(1) 情報モラル教室の開催 ※ () は前年同期比

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度10月末
開催校(総数)	103校	107校	136校	87校(- 1校)
延べ回数	156回	187回	227回	157回(+26回)
参加児童生徒数	12,570人	9,818人	10,494人	7,989人(+1,748人)

(2) フィルタリングの更なる利用促進

ア 保護者への啓発活動(啓発用リーフレット配布)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配布数	25,000部	25,000部	25,000部	25,000部配布(予定)

イ 携帯電話販売店に対する指導・要請

※ () は前年同期比

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年上半期
延べ店舗数	105店舗	123店舗	112店舗	61店舗(+2店舗)

(3) SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動

区分	実施総数	効果	
		児童	誘引者
令和2年4月～10月	333件	270件	63件
			効果(削除・管理者凍結等) 165件(49.5%)

〔誘引者〕

【児童の性被害を誘引していると思料される者に対するメッセージ】
「こちらは、宮崎県警察本部生活安全部少年課です。
児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。」

〔児童〕

【児童と思料される者に対するメッセージ】
「こちらは、宮崎県警察本部生活安全部少年課です。
この書き込みは、児童買春などの被害につながるおそれがあります。
また、見ず知らずの相手と会うことは、誘拐や殺人などの重大な犯罪に巻き込まれるおそれがある大変、危険な行為です。」

